

【電子入札案件用】競争入札参加者心得

小平市

【電子入札案件用】競争入札参加者心得

小平市

(趣旨)

第1条 この心得は、工事若しくは製造の請負契約、修繕の請負契約、業務委託契約及び物品の買入れその他の契約の締結について、小平市が小平市契約事務規則第2条第8号に規定する電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）を用いて行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(関係法令等の遵守)

第2条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号を守らなければならぬ。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び同法施行令
- (2) 小平市契約事務規則（以下「規則」という。）
- (3) その他の法令
- (4) 設計図書、仕様書（当該設計図書、仕様書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）及び一般競争入札に参加する資格の確認の通知（以下「確認通知」という。）又は指名競争入札の参加者の指名の通知（以下「指名通知」という。）等での指示事項

(資格確認及び指名の取消)

第3条 入札参加者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならぬ。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しなくなったとき
- (2) 破産の宣告を受けたとき
- (3) 贈賄、その他不正行為により、逮捕又は起訴された者

2 前項各号の一に該当した者に対して行った一般競争入札参加資格の確認及び指名競争入札の参加者の指名は、市において特別の理由がある場合（被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合を含む。）を除くほか、これを取り消す。

第4条 入札参加者が次の各号の一に該当すると認められるとき、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として、使用した場合は、当該資格確認及び指名は、これを取り消す。

- (1) 小平市競争入札参加有資格者指名停止等に関する要綱に定める措置要件に該当するとき。
- (2) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (3) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者、若しくは妨げようとした者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (4) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (5) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (6) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 前項に規定するほか、資格確認若しくは指名を受けた者又はその代理人、支配人その他の使用人がこの心得に違反した場合は、当該資格確認又は指名を取り消すことがある。

第5条 入札参加者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認及び指名を取り消すことがある。

（入札保証金）

第6条 入札参加者は、その見積る契約金額（単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した

とき

(2) 入札参加者が、過去2年の間に本市若しくは国（公社及び公団を含む。）又は、他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これをすべて誠実に履行した者であるとき

（入札保証金の納付に代わる担保）

第7条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

担保の種類	担保の価値	担保の提供の方法等
国 債	政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル國債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額	当該債券が、国債ニ関スル法律（明治30年法律第34号）及び、社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録されたものであるときは当該債券を質権の目的となしたことにつき、登録機関に登録をし、その登録済通知書又は登録済証の提出により債券の提出に代えることができる。
地 方 債		又 当該債券が記名債券であるときは、社債原簿に記載し、売却承諾書及び白紙委任状を添付しなければならない。
金 融 債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額	
銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手	小切手金額	
銀行が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形	手形金額	
銀行に対する定期預金	当該債権証書に記載された債権金額	当該債権に質権を設定し、当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第8条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第9条 入札保証金は、市の発行する入札保証金納付書により、納付しなければならない。

2 市は、入札保証金の納付があったときは、入札保証金領収書及び納付証明書を当該納入者に交付する。

3 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第10条 入札参加者は、市から提示された図面、仕様書、内訳書、契約書案、その他契約締結に必要な条件（当該図面、仕様書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を検討のうえ、入札しなければならない。

2 図面、仕様書、内訳書等（当該図面、仕様書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、確認通知又は指名通知等において、単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札の辞退)

第10条の2 入札参加者は、入札書を提出するまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、その旨の書面を入札締切日時までに契約担当者等に直接持参、郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）で送付又は電子入札サービスにおいて辞退届を送信するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利な取扱いを受け

るものではない。

(公正な入札の確保)

第10条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

5 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者の入札価格を聞き出す行為をしてはならない。

(入札)

第11条 入札参加者は、電子入札サービスの入札書に必要事項を入力し、あらかじめ確認通知書又は指名通知書において示した入札締切日時までに提出しなければならない。

この場合において、入札保証金の納付を要するものについては、入札締切日時までに、入札保証金納付証明書を契約担当者等に直接持参するか郵便等で送付しなければならない。入札保証金の納付に代えて担保を提供した場合において、当該担保が有価証券である場合についても同様とする。

2 前項の入札は、代理人に行わせることができる。ただし、その代理人は、規則第2条第7号の資格審査サービスにおいて代理人として登録された者であり、受付表に代理人として記載してある者に限る。

3 第1項により定められた入札書の提出は、紙にて提出することができない。

4 入札参加者は、市が積算内訳書（電磁的記録を含む。以下同様。）の提出を求めた場合は、入札書とともに市が指定する積算内訳書を提出しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第12条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第13条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において行う。その際、入札参加者を立ち合わせることができる。

2 入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせる。

3 市が積算内訳書の提出を求めた場合は、市は入札参加者の提出した積算内訳書の記載内容を確認する。なお、積算内訳書の記載内容については、契約上の効力は発生しない。

(入札の無効)

第14条 規則第21条第4号の市長が別に定める方法による記名若しくは押印に相当する電磁的記録とは、規則第2条第6号に規定する東京電子自治体共同運営協議会が指定する認証局が発行する電子証明書による電子署名をいう。

2 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 入札書が入札締切日時までに、電子入札サービスのサーバに到達しない入札

(4) 紙にて提出された入札書

(5) 市が積算内訳書の提出を求めた際、次に掲げるもの

ア 市の指定した内訳書を提出しない者のした入札

イ 提出された積算内訳書が白紙のもの

ウ 提出された積算内訳書の項目が異なるもの

(6) 電子入札サービスの画面上に示された文字種、文字列、記入例その他指示に従わないで入力した事項を含む入札

(7) 必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札

(8) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの

(9) 入札書にくじ番号の入力のないもの、訂正したもの又は数字が不明なもの

(10) 一定の金額で価格を表示していないもの

(11) 電子入札サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札

(12) 開札時に添付ファイルのウィルス感染が発見されたもの

(13) 再度入札の場合において、その前回の入札の最低価格以上の入札

(14) 明らかに連合によると認められる入札

(15) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した入札条件に違反したもの

(落札者)

第15条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

ただし、工事又は製造その他についての請負の場合においては、次条及び第17条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とすることがある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第16条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によっては、

その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるととき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(最低制限価格を設けた場合の落札者)

第17条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、当該契約の

内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第18条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札を行う。この場合においては、入札書の締切日時及び開札場所等を速やかに入札参加者に通知する。

2 前項の再度入札の回数は、原則として2回以内とする。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該

入札が第14条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。

(再度入札の入札保証金)

第19条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第20条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札参加者を落札予定者とし、当該入札参加者があらかじめ入札書作成時に入力した「くじ番号」によりくじ引きを行い落札者を決定する。

(入札結果の通知)

第21条 開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を電子入札サービスで入札参加者に知らせるものとする。

この場合において、落札者となった者には、同サービスで落札者となった旨を通知する。

(契約書等の作成)

第22条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けたときは、遅滞なく契約書2通（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書1通）を作成し、記名押印のうえ提出しなければならない。その際、受付票を提示すること。

2 契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書）の提出が遅れたときは、落札はその効力を失うことがある。

(契約書の作成の省略)

第23条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ確認通知又は指名通知等において指示する。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、請書を徵する。

(契約の確定)

第24条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(入札保証金等の返還)

第25条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。）は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、当該各号に定めるところにより入札保証金を返還する。

ただし、落札者以外の者に対しては、この限りでない。

- (1) 契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、契約の確定後
- (2) 契約書の作成を省略し、かつ、契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、請書の提出後

3 落札者以外の者が入札保証金の返還を受ける場合においては、入札保証金領収書を提出するものとする。ただし、有価証券以外の担保の提供により入札保証金の納付に代えた場合は、この限りでない。

(入札保証金に対する利息)

第26条 入札保証金に対しては、その受入期間について利息を附さない。

(入札保証金の没収)

第27条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、市に帰属する。

(契約保証金)

第28条 落札者は、契約金額（単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除する。

- (1) 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と公共工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 落札者が、過去2年の間に本市若しくは、国（公社及び公団を含む）又は、他の

地方公共団体との間に当該契約と種類及び規模を同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した者であるとき
(契約保証金に代わる担保)

第29条 第7条及び第26条の規定は、契約保証金について準用する。

2 契約保証金に代わる担保は、前項において準用する第7条に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提出をもってこれに代えることができる。

(契約保証金の納付方法)

第30条 契約保証金は、契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては請書）提出前に納付しなければならない。

2 市は、契約保証金の納付があったときは、領収書を当該納入者に交付する。
3 契約保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合においては、前2項の規定を準用する。

(利札の還付)

第31条 利札付債券を契約保証金の納付に代えて担保として提供した者は、当該担保の提供後において利払期日が到来した利札の還付を請求することができる。

(履行の保証)

第32条 工事若しくは製造及び修繕の請負契約における落札者は、次の各号の一に該当する場合に、契約金額（単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の第28条第1号及び第2号に規定する履行保証保険証券若しくは公共工事履行保証証券の提出又は第29条第2項に規定する保証事業会社の保証による証書の提出をしなければならない。

ただし、市長又は契約担当者が指示した場合は、この限りではない。

(1) 契約金額が1件1千万円以上のとき
(2) 落札者が本市との間に過去3年以内に契約を締結していないとき
2 前項の規定にかかわらず、付保割合を100分の30とする公共工事履行保証証券（かし担保特約を付したものに限る。）による保証を付す場合がある。
(議会の議決を経なければならない契約)

第33条 工事又は製造の請負で、1件の予定価格が1億5千万円以上の契約及び動産

の買入れで、1件の予定価格が2千万円以上の契約については、仮契約を締結し、「小平市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）」の定めるところにより、議会の議決を経たうえ、当該契約を確定させる。

（前金払の対象）

第34条 公共工事の前金払は、入札条件として、当該工事が前金払対象工事である旨を明示したものについて行う。

（部分払の対象）

第35条 公共工事の部分払は、入札条件として、当該工事が部分払対象工事である旨を明示したものについて行う。

（職員の指示、その他）

第36条 この心得に明記なき事項及び解釈については、市職員の指示による。

（施行期日）

この心得は、平成23年4月1日から施行する。